

## 宇治市監査委員公表第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 3 年 2 月 25 日

宇治市監査委員  
森 真二  
松岡 ゆかり  
鳥居 進

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査として、学校実地監査を宇治市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

北槇島小学校、西小倉小学校、北小倉小学校、笠取第二小学校及び神明幼稚園を対象に、備品・公印管理状況、郵券・金券類管理状況、理科室薬品管理状況（神明幼稚園を除く。）、施設・設備管理状況、危機管理体制整備状況及び新型コロナウイルス感染防止対策について監査を実施した。

## 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、各種の管理が適切に行われているか、危機管理体制及び新型コロナウイルス感染防止対策が十分に講じられているか、主として園児及び児童の安全が守られているかに着眼し、抽出して実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、北槇島小学校、西小倉小学校、北小倉小学校、笠取第二小学校及び神明幼稚園における事務事業を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和2年10月26日から12月8日までに、監査対象校・園及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、監査委員が監査対象校・園において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であった。引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

## 記

### 1 北槇島小学校

- (1) 備品・公印管理状況について  
適正に管理されていた。
- (2) 郵券・金券類管理状況について  
適正に管理されていた。
- (3) 理科室薬品管理状況について  
適正に管理されていた。
- (4) 施設・設備管理状況について  
適正に管理されていた。
- (5) 危機管理体制整備状況について  
適切に整備されていた。
- (6) 新型コロナウイルス感染防止対策について  
適切な対策が講じられていた。

### 2 西小倉小学校

- (1) 備品・公印管理状況について  
適正に管理されていた。
- (2) 郵券・金券類管理状況について  
適正に管理されていた。
- (3) 理科室薬品管理状況について  
適正に管理されていた。
- (4) 施設・設備管理状況について  
適正に管理されていた。
- (5) 危機管理体制整備状況について  
適切に整備されていた。
- (6) 新型コロナウイルス感染防止対策について  
適切な対策が講じられていた。

### 3 北小倉小学校

- (1) 備品・公印管理状況について  
適正に管理されていた。
- (2) 郵券・金券類管理状況について  
適正に管理されていた。
- (3) 理科室薬品管理状況について  
適正に管理されていた。
- (4) 施設・設備管理状況について  
適正に管理されていた。
- (5) 危機管理体制整備状況について

適切に整備されていた。

- (6) 新型コロナウイルス感染防止対策について適切な対策が講じられていた。

#### 4 笠取第二小学校

- (1) 備品・公印管理状況について適正に管理されていた。
- (2) 郵券・金券類管理状況について適正に管理されていた。
- (3) 理科室薬品管理状況について適正に管理されていた。
- (4) 施設・設備管理状況について適正に管理されていた。
- (5) 危機管理体制整備状況について適切に整備されていた。
- (6) 新型コロナウイルス感染防止対策について適切な対策が講じられていた。

#### 5 神明幼稚園

- (1) 備品・公印管理状況について適正に管理されていた。
- (2) 郵券・金券類管理状況について適正に管理されていた。
- (3) 施設・設備管理状況について適正に管理されていた。
- (4) 危機管理体制整備状況について適切に整備されていた。
- (5) 新型コロナウイルス感染防止対策について適切な対策が講じられていた。